

◆進学を希望する者は、奨学金支給期間の延長申請を行い採用となった場合、進学後も奨学金を受給することができます。

・延長申請をしないで進学した場合は、**国費奨学金は受給できません。**

(国費外国人留学生としての身分はなくなりますが、私費留学生としての進学は可能です。)

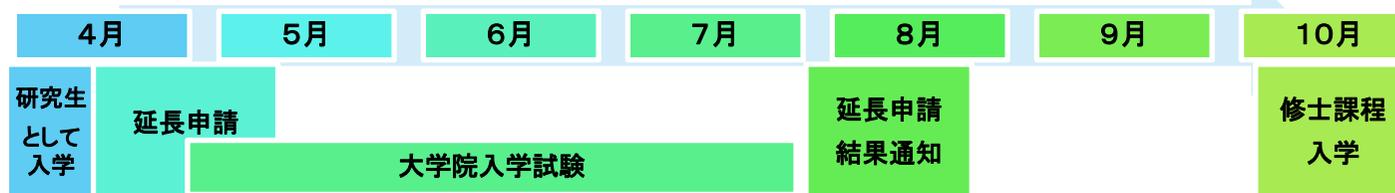
・延長申請時期は例年以下のとおりです。延長申請は各部局の学生係で受け付け、国際部留学課で取りまとめ文部科学省に申請します。

① 4月入学で同年10月に進学する場合：**4月末頃**

② 4月／10月入学若しくは在籍中で翌年4月または10月に進学する場合：**11月末頃**

● **パターン1: 非正規生(研究生)から大学院正規課程に進学。**

例1 4月に研究生として入学後、大学院入試を受験し、**同年10月**に修士課程に進学予定の場合。

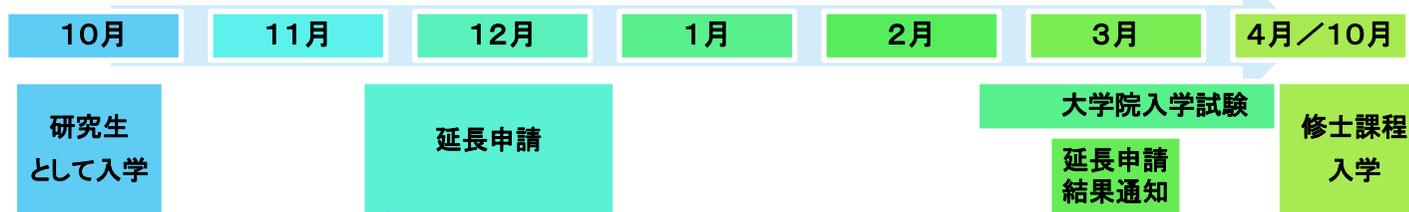


・例年4月末に文部科学省から延長申請の募集。
 ・同年10月に進学予定の場合は、このタイミングで申請をすること。

・延長申請の結果を通知は、例年8月初旬頃。

・大学院入試不合格となった場合は、**学生係に報告**すること。(延長申請取り消し。)
 ・10月以降も研究生のままで、奨学金支給期間内の進学を目指す。

例2 10月研究生として入学後、大学院入試を受験し、**翌年4月/10月**修士課程に進学予定の場合。

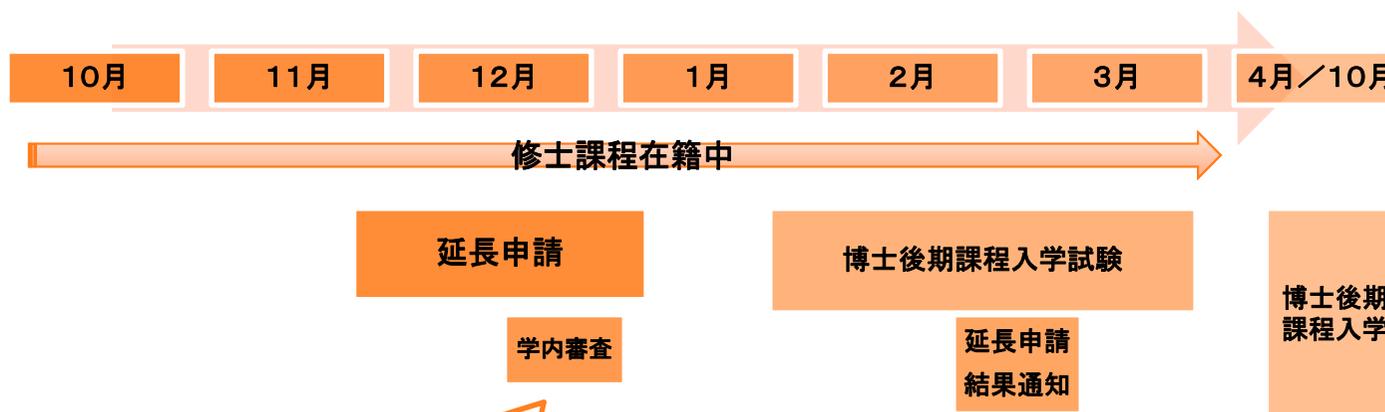


・例年11月末頃に文部科学省から延長申請の照会。
 ・翌年年4月/10月に進学予定の場合は、このタイミングで申請をすること。

・延長申請の結果通知は例年3月初旬頃。
 ・大学院入試不合格となった場合は、(例1)同様。

●パターン2: 正規課程(在籍中)から上位の正規課程(学部→修士、修士→博士)に進学。

(例) 修士課程に在籍中で、翌年4月/10月博士後期課程に進学予定の場合。



・在籍正規生の進学については、**推薦可能枠数**が設定されているため、国費外国人留学生等選考委員会において**審査を行い、本学からの推薦者を選考し、文科省へ推薦。**

・**入試不合格**となった場合は、学生係に速やかに報告。(延長申請取り消し。)

・10月以降も研究生のままで、**奨学金支給期間内の進学を目指す。**